

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <p>・赤ちゃんが生まれたら出生届を提出してください。</p> <p>【届出期間】赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内 【届出をする人】父、母、もしくは父母両方</p>	<p>・出生届用紙(右側の出生証明書欄に医師の証明が必要です)</p> <p>・母子健康手帳</p>	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課</p>	<p>市民課 電話：0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
国民健康保険	<p>◆国民健康保険の加入 (赤ちゃんの扶養義務者が国民健康保険に加入している場合)</p> <p>・赤ちゃんの国民健康保険証を交付します。 【届出期間】赤ちゃんが生まれた日から14日以内</p>	<p>・来庁者の顔写真付きの本人確認書類</p> <p>・世帯主のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p>	<p>国民健康保険課 電話：0270(27)2735</p>
	<p>◆出産育児一時金について <世帯主の人へ> 出産育児一時金の直接支払制度を利用して差額の支給がある人と、直接支払制度を利用しない人は申請してください。 ※出産した人が国民健康保険に加入してから6か月未満の場合、または海外で出産した場合は、出産育児一時金の給付について窓口で相談してください。</p>	<p>・世帯主の預金通帳 ・直接支払制度の合意文書 ・領収明細書 ・産婦の国民健康保険証 ・世帯主及び産婦のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類</p>	<p>本館1階3番窓口 国民健康保険課 各支所 市民サービス課</p> <p>国民健康保険課 電話：0270(27)2737</p>
	<p>◆国民健康保険税</p> <p>・国民健康保険税は月割となりますので、赤ちゃんが生まれた月から課税されます。国民健康保険税の納税通知書(税額決定(変更)通知書)は、翌月以降に世帯主宛に送付します。</p>		<p>国民健康保険課 電話：0270(27)2736</p>
	<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <p>・国民健康保険に加入している人が子を出産した場合、産前産後期間に係る国民健康保険税が免除になる制度があります。免除を受けるためには、原則として市に届け出る必要があります。出産予定日の6か月前から届出できます。 ※出産前に届出済の場合は改めての届出は不要です。</p>	<p>・母子健康手帳 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類</p> <p>・世帯主及び産婦のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p>	<p>国民健康保険課 電話：0270(27)2736</p>
国民年金	<p>◆国民年金加入中の人</p> <p>・国民年金に加入している第1号被保険者の人が子を産出した場合、産前産後期間に係る国民年金保険料が免除になる制度があります。</p>	<p>・母子健康手帳 ・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真付き1点または顔写真なし2点)</p>	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p> <p>年金医療課 電話：0270(27)2741</p>
福祉医療制度	<p>◆福祉医療</p> <p>・医療費の助成を受けるための受給資格者証(ピンク色)を発行します。 電子申請をすることができます。伊勢崎市ホームページから「出生した子どもの福祉医療費受給資格者証の電子申請」と検索し、申請フォームから手続きしてください。受給資格者証は後日送付されます。</p>	<p>・赤ちゃんの保険証 ・赤ちゃんの保険証の被保険者のマイナンバーカード又は所得課税証明書(被保険者の人が1月1日に伊勢崎市にお住まいでない場合に必要になります。お問い合わせください。)</p>	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p> <p>年金医療課 電話：0270(27)2740</p>
助成・手当	<p>◆児童手当</p> <p>・児童手当の申請をしてください。申請は出生日の翌日から15日以内に行ってください。 ※公務員(独立行政法人等勤務の人を除く)は勤務先で申請してください。</p>	<p>《はじめて申請する人》 ・請求者名義の預金通帳 ・請求者および配偶者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(運転免許証等) ・請求者の健康保険証のコピー(参考)など 《現在受給している人》 ・受給している人の健康保険証のコピー ※詳しくは窓口でお問い合わせください。</p>	<p>東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課</p> <p>子育て支援課 電話：0270(27)2750</p>
	<p>◆出産祝金</p> <p>・第3子以上を出産した人で、第1子と第2子を現在も養育している人は該当する場合があります。担当窓口にて相談してください。 【申請期間】赤ちゃんが生まれた日から90日以内</p>	<p>窓口でおたずねください。</p>	

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。